

2019年度 岐阜県看護連盟 事業計画

重点方針

1. 選挙の勝利

2. 力強い組織をつくる

3. 成熟・自律した行動

目的	目標	方針	活動	具体的推進方法
政策実現力の強化	1. 看護職国会議員の選出・支援	1) 第25回参議院選挙において、候補予定者を高得票数で当選させる 2) 第25回参議院議員選挙の総括をする	1) -1 第25回参議院議員選挙で組織内候補予定者の得票数を6,500票以上確保する -2 第25回参議院議員選挙の選挙体制を更に強化する -3 候補予定者の名前と活動を周知する -4 連盟会員の8割以上が「石田まさひろを応援する会」(親会員)に入会し、入会者(子会員)を1~2人は持つ -5 会員の確実な期日前投票を推進 -6 「石田まさひろを応援する会」入会者(親会員・子会員)が、組織内候補者に投票する為の対策	1) -1 会員(看護職)は、必ず選挙に行く -2 役員・支部長・支部幹事長・施設連絡員・部署連絡員の連携の強化・役割を明確にする -3 パンフレット・名刺を有効活用・計画的ミニ集会の開催 -4 会員の投票行動の確認 -5 期日前投票の確認(投票済書により確認する) -6 親会員は入会者に対して、投票の依頼を徹底をする。
	2. 看護政策の実現	1) 看護政策実現に向けて看護協会との連携強化 2) 県看護連盟の政治力をつける 3) 現場の声を把握	1) -1 要望書の作成は協会・連盟が綿密に協議し、共同して行政・議員に提出する 2) -1 岐阜県看護対策議員連盟に参加し看護政策の実現につなげる -2 看護の現状・課題等の説明をし、理解を深める -3 県選出の国会議員・県議会議員による看護現場の視察及び意見交換をする -4 現場の声を集約し要望書等につなげる -5 4人の国会議員の名前および活動を周知する 3) -1 「現場の声」を集約し要望書につなげる	2) -2 岐阜県看護対策議員連盟の勉強会の開催 -3 青年部が中心となり活動する(看護現場視察) -4 看護協会と共同する -5 研修会時に、ビデオメッセージを紹介する 研修会場に看護職代表のポスターを貼る 3) -1 アンケートを収集する
	3. 看護に理解ある議員(国・県)連携強化と支援	1) 看護問題対策議員連盟の活動の促進 2) 看護連盟の政治力の強化 3) 各選挙に積極的に参加する	1) -1 看護問題の理解を示す議員の支援を強化する -2 議員連盟の勉強会を開催する 2) -1 地方議員主催の行事に参加する -2 議員(国・県)による看護現場の視察・現場看護師との意見交換をする(青年部) 3) -1 各選挙の投票行動を推進する	3) -1 期日前投票の周知
	4. 地方議会・地方行政への影響力の強化	1) 地方議員への活動支援 2) 地方議員との情報交流	1) -1 地方議員主催の行事に参加する -2 看護連盟活動を理解してもらい、行政に働きかけてもらう 2) -1 活動に積極的に参加する	
1. 看護連盟・看護協会との連携・協働	1. 看護連盟・看護協会との連携・協働	1) 岐阜県看護協会と連携し情報の共有化	1) -1 岐阜県看護協会と看護政策について話し合いの機会を持つ	1) -1 年2回 (年度始・要望書)
	2. 支部との連携強化	1) 情報の共有化 2) 迅速な情報発信 3) 支部組織の活動推進	1) -1 日本看護連盟 → 県看護連盟 → 各支部 → 各施設 2) -1 ホットニュース発信する 3) -1 支部役員の役割を明文化する -2 支部役員・リーダーの数を充実する	1) -1 機関誌「れんめい岐阜」年1回以上発刊 2) -1 国会議員の活動・本部よりの情報等発信(ホットニュース1回/年)以上 3) -1 支部規約の見直し -2 全施設に施設連絡員・部署リーダー数の充実

組織力の強化・拡大	3. 連盟活動の周知徹底	<p>1) 連盟活動のPR</p> <p>2) 活発な情報交換</p> <p>3) 自律した会員の育成</p> <p>4) 施設連絡員・リーダーの自主性の促進</p>	<p>1) -1 機関紙「れんめい岐阜」発刊をする -2 ホットニュースの発行をする 1回/年以上 -3 青年部「ポリナビ通信」発刊をする -4 ホームページを利用した情報提供 -5 会員ハンドブックの有効活用をする</p> <p>2) -1 県・支部の合同研修（地区別）に非会員・賛助会員が参加出来る機会を持つ -2 看護職員員の活動報告を発信する（ビデオメッセージを活用する）</p> <p>3) -1 効果的・効率的な研修を実施する ・県・支部合同研修 ・基礎研修（支部等で） ・リーダー研修（2回実施する） ・新人研修（2会場で実施する） ・新支部長研修 ・看護管理者・教育者研修 ・全体研修</p> <p>4) -1 役割の明文化（規約の検討）をする</p>	<p>1) -1 年1回以上 -2 年1回以上発行する -3 年1回 -5 研修時に活用</p> <p>2) -1 非会員・賛助会員に案内</p> <p>3) -1 別途年間計画あり</p> <p>4) -1 施設連絡網・規定の検討</p>
	4. 会員数の確保	<p>1) 岐阜県看護協会の50%以上の会員を確保する</p> <p>2) 若手会員・学生会員の入会の推進</p> <p>3) 退職者会員の入会推進</p> <p>4) 賛助会員の入会推進</p>	<p>1) -1 2019年度増員目標を300人以上とする -2 各支部の具体的目標の設定と管理をする -3 施設訪問、未入会施設に働きかける -4 医療関係以外の施設で働く看護職へ働きかける -5 基礎研修の出前研修を実施により会員未入会者にアピールする</p> <p>2) -1 青年部の活動などを通し「看護と政策」について議論する機会を持つ -2 看護大学等の学生祭でアピールする機会を持つ -3 学生への情報提供をする -4 ポリナビワークショップの参加を呼びかける</p> <p>3) -1 退職者の動向を知り特別会員の入会者を増員する</p> <p>4) -1 看護助手・介護職員・非常勤看護職・賛助会員への働きかけをする</p>	<p>1) -2 各支部の目標数の設定 -3 ・計画的に施設訪問の実施 ・看護部長交代施設の訪問 -4 介護施設等への働きかけ -5 基礎研修・出前研修の実施</p> <p>2) -1 自民党岐阜県連学生部など通し機会をもつ（青年部） -2・3・4 看護学生に情報の提供</p> <p>4) -1 交流の機会を持つ</p>
	5. 県看護連盟の効率的運営	<p>1) 規約に基づき組織の適正な運営</p> <p>2) 事務所の運営を適切に行う</p>	<p>1) -1 施設・支部・県・本部の一連した組織活動をする ・定例会議を通して情報の共有・議論する ・支部活動を支援する ・青年部の活動を支援する ・協会との情報交換をする ・組織強化を図る為の体制・運営について検討する ・支部会員数の見直し及び支部編成について検討する</p> <p>2) -1 会員を適正に管理する -2 財源を適正に管理する -3 職員を適正に管理する</p>	<p>1) -1 ・定例総会 年1回 ・役員会 月1回 ・合同会議 年3回以上 ・青年部執行部会議 年6回以上 ・青年部委員会 年3回 ・支部役員会・連絡会議 ・担当県役員と支部役員の連携強化 ・県役員会で検討する ・広報部委員会 月1回以上 ・研修担当者会 年4回</p> <p>2) -1 会員システムの管理 -2 ・政治資金規正法の順守 ・監査 年2回 -3 岐阜県看護連盟就業規則の厳守</p>
6. ブロック活動の強化	<p>1) 東海北陸ブロックの連携を強化</p>	<p>1) -1 情報の共有・諸事業への参加 -2 ブロック別看護管理者・教育者セミナーへの参加</p>		

組織力の強化・拡大	7. 支部活動の強化・促進	1) 支部役員・リーダーの数を充実させる 2) 役員・支部役員の役割の明確化と徹底 3) 各支部会員のモチベーションの強化	1) -1 役割を発揮できる適正な数のリーダーを育成する 2) -1 役員・支部役員の役割を詳細に明文化する(規約の見直し) 3) -1 国会議員によるミニ研修会の実施	1) -1 リーダー研修の実施 2) -1 規約の見直し
	8. 若手会員の育成	1) 青年部の位置づけ・役割を明確化 2) 若手会員の主体的活動の支援 3) 支部活動に積極的に参加	1) -1 国会議員・県議会議員の看護現場視察の継続 -2 岐阜県主催 ポリナビワークショップの開催 -3 ポリナビ通信の発刊の継続 2) -1 支部の役員会(連絡会議)に出席し、意見を述べる -2 ブロック内の青年部の連携強化と情報の共有化	1) -1 年に1回の企画・運営 -2 年に1回の企・運営 -3 年に1回発行 2) -1 各支部に青年部委員を置く
	9. その他の組織との連携強化	1) 医療・介護関係団体との交流の促進 2) その他の関係団体との交流の促進 3) 支援団体との交流の促進 4) 看護系教育機関との交流	1) -1 交流の機会を持ち意見交換・情報の共有を図る 2) -1 同上 3) -1 同上 4) -1 同上	4) -1 学校訪問の実施
	10. 現場の課題への対応	1) 研修後のグループワークでの検討課題・意見を集約し「現場の声活用委員会(本部)」へ速やかに報告する	1) -1 各種研修会で出た意見を集約し、問題解決に向けて対応する -2 課題を明確にし、検討する(小集団) -3 研修の持ち方の検討をする	1) 1~3 研修担当を中心に検討し、役員会にて対応する
会員の福祉の充実	1. 災害への対応	1) 発生地への支援	1) -1 日本看護連盟、ブロック内外の対応に準ずる -2 県内で発生時は規定に基づき対応する	
	2. 慶弔への対応	1) 規定に基づき対応	1) -1 表彰者へのお祝い(叙勲等)する -2 物故者への弔意等(供花・弔電・香典等)	1) -2 供花・弔電・香典等 物故者の報告(施設・支部より県に連絡)
	3. 諸問題への対応	1) 会員の活動の安全	1) -1 政治活動・選挙活動の違いを指導する -2 選挙違反防止の為に教育と指導を徹底する -3 問題発生時には本部と相談の上、速やかに対応する	1) -1 会員ハンドブック・パンフレット等を活用する